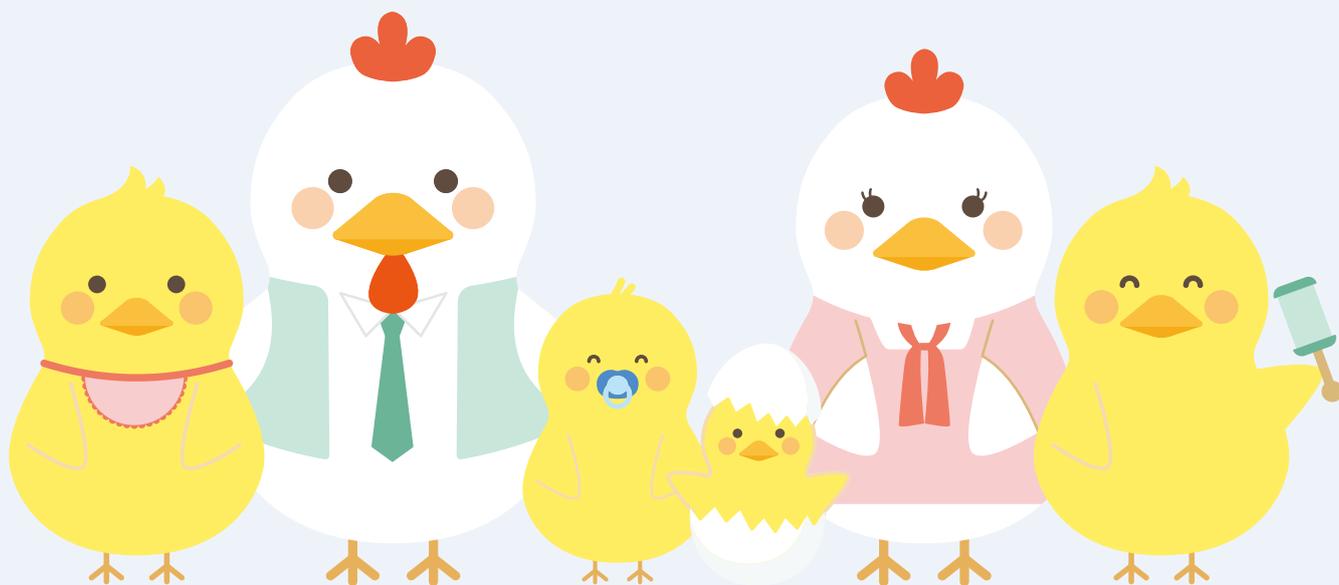


令和6年度

## 働くパパママ育業応援奨励金

## 「もっとパパコース」

男性従業員の育業を推進する  
都内企業等を支援します育業しやすい職場環境を複数整備し、複数の男性従業員に  
育業させた都内企業等対象(企業規模不問)2人がそれぞれ合計30日以上の育業  
+ 複数の職場環境整備実施 **80万円**3人目以降5人まで1人につき30万円加算 **最大170万円** (一事業者1回のみ)

## 対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員を2名以上かつ6か月以上継続して雇用し、  
都内で事業を営んでいる企業等

## 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 申請期間

対象となる育業から原職に復帰し、3か月经過した翌日から2か月以内

\*対象となる育業とは、申請に係る複数の育業のうち復帰日が最も遅いものを指します  
\*HPに掲載の「申請期限日一覧」を必ずご確認ください

過去に本奨励金を受給していない企業等が申請できます!

# 奨励金の概要



## もっとパパコース



### 奨励の対象となる従業員および育業要件

- 都内勤務の複数の男性従業員（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでにそれぞれ合計30日以上育業し、原職復帰後3か月以上継続雇用されていること
- 対象となる複数の男性従業員のうち、少なくとも1人は令和6年4月1日以降に育業を終了していること

※それ以外の従業員は、復帰日が令和4年4月1日以降である場合対象とします

### 【図】 奨励金申請イメージ



※対象となる従業員は2人以上最大5人までです



### 環境整備要件

育児・介護休業法に基づく環境整備について令和6年4月1日以降に複数実施したこと

- ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉



公益財団法人 東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係

TEL.03-5211-2399

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

財団 パパママ

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html>



リサイクル適性 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。